

国民健康保険被保険者証の新規発行の終了について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化にとまなない、これまでの被保険者証は本年12月2日から新規発行および再交付はできなくなりました。

現在お持ちの紙の被保険者証について

12月2日以降も、現在お持ちの被保険者証は記載の有効期限(令和7年7月31日)まで引き続き利用できます。ただし、被保険者証を紛失・廃棄された場合、12月2日以降は再交付することができませんので、大切に保管してください。

※12月2日以降、令和7年7月31日までに75歳になる方は、75歳のお誕生日の前日までが有効期限となります。

※マイナ保険証をお持ちでない方で、被保険者証をなくされた方は、被保険者証に代わるものとして「資格確認書」を申請により交付することができます。

マイナ保険証の利用について

被保険者証の有効期限内であっても、オンライン資格確認を実施している医療機関等では、マイナ保険証を利用することができます。

- 初めての医療機関等でも、本人の同意があれば過去のお薬情報や特定健診情報が医師等と共有でき、より良い医療を受けることができます。
- 限度額適用認定証等がなくても、本人の同意があれば高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

メリット

被保険者証の有効期限が切れた後は…

●マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証をご利用いただけます。

なお、お手元の被保険者証の有効期限を迎える前に、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を送付する予定です(申請不要)。

●マイナ保険証をお持ちでない方

お手元の被保険者証の有効期限を迎える前に、現行の被保険者証に代わるものとして「資格確認書」を送付する予定です(申請不要)。

※マイナ保険証をお持ちでない方も、資格確認書(申請不要)で引き続き保険診療を受けられます。

マイナ保険証の利用登録を希望される場合

ご自身のスマートフォンやパソコンからマイナポータルにアクセスし、ご自身で登録することができます。

セブン銀行のATM、医療機関・薬局のカードリーダーからでも登録できます。

また、スマートフォン等をお持ちでない方や、利用登録に係る操作が不安な方は、ご本人の登録に限り保険年金課窓口でも利用登録のサポートをしていますのでご利用ください。

※利用登録には数字4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書暗証番号)が必要です。

マイナ保険証利用登録については
こちら(厚労省ホームページ)



マイナ保険証の利用登録解除について

国民健康保険の被保険者で、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除を希望される方は保険年金課国保担当にて登録解除申請を受け付けています。ご希望の方は、保険年金課国保担当までお問い合わせください。

問 市保険年金課 国保担当(市役所1階⑤番窓口) ☎32・2113 / FAX35・0173

✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

令和7・8年度物品購入等の入札参加資格審査申請を受け付けます

物品の購入または役務の提供などに係る入札に参加を希望される方は、市ホームページ(12月中旬以降掲載予定)から「物品購入等の指名競争入札参加資格審査申請について」の作成要領をご確認のうえ、申請をしてください。なお、従来の紙による申請に加え、「電子申請サービス」による電子申請も可能です。ぜひご利用ください。

■受付期間(土・日・祝日は除く)

令和7年1月6日(月)から31日(金)まで

◎受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(持参で提出する場合)

■提出場所(郵送、持参で提出する場合)

建設管理課(市役所4階)

■資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

添付書類に必要な納税証明書(国税分)は、e-Taxを使ったオンライン請求がご利用できます。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

問 市建設管理課(市役所4階)

☎32・2121 / FAX33・1559

✉ kensetsukanri@city.komatsushima.i-tokushima.jp

